

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第280号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書開示決定及び不開示決定（不存在）について、開示請求の対象となる行政文書として砂防設備概要図を特定した上で開示し、この他には対象となる行政文書は存在しないとした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年5月6日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、砂防設備概要図の位置図番号が51、溪流名が原田川、溪流番号が08-741-51となっている砂防指定地内二級河川原田川が、主要地方道大崎上島循環線と交差する一部の地点（砂防設備台帳概要表及び設備位置図における施設番号が「5」と「9」の表示がある二か所の地点とする。）における、原田川と大崎上島循環線上の既存の橋梁（橋梁という構造物になっていない場合の道路本体の構造物を含む。）にかかる事実関係を記載した文書として、交差点における橋梁（構造物）の桁下高などの規格、位置関係、設置した時期が明示されている図面、写真及び当該設置に関する法令等の基準を充足している根拠を記載した文書（決裁文書を含む。）などの開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「『砂防指定地内普通河川原田川（以下単に「原田川」という。）の砂防設備台帳（設備位置図）に記載の施設番号が5及び9の箇所の、主要地方道大崎上島循環線との交差点（以下「本件交差点」という。）での橋梁（構造物）の桁下高などの規格、位置関係、設置した時期が明示されている図面・写真・当該設置に関する法令等の基準を充足している根拠を記載した文書（決裁文書を含む。）など』のうち、請求の趣旨に合致していると判断される、位置関係が明示されている図面及び写真」として、砂防設備概要図（以下「本件対象文書」という。）を特定の上、行政文書開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、本件交差点での「橋梁（構造物）の桁下高などの規格、位置関係、設置した時期が明示されている図面・写真・当該設置に関する法令等の基準を充足している根拠を記載した文書（決裁文書を含む。）など』のうち、請求の趣旨に合致していると判断される、位置関係が明示されている図面及び写真を除いたもの」については、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1及び本件処分2を「本件処分」と総称する。）を行い、いずれも平成19年5月25日付けで、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月10日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分において、開示されなかった桁下高などの規格の図面などが記載された行政文書を速やかに開示するよう強く要求する。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、本件請求に係る内容の一部に相当する行政文書を隠匿する目的で強行された不当な処分であり、平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可の処分及び平成19年5月8日付け指令東広建竹第38号による不許可の処分という二度にわたる不許可処分（裁量権の濫用）によって闇に葬り去ろうと画策している平成15年4月22日付け砂防指定地内制限行為・砂防設備占用許可申請書及び普通河川等土木工事許可申請書との間に重大な関連性がある。その関連性の内容は、平成18年10月16日付け「砂防指定地内普通河川郷川における橋梁設置許可申請について」の中で、東広島地域事務所長が記述した「橋梁の桁下高は、橋梁の上流側で右岸護岸天端高に50cm加えた高さとなるよう設計を変更してください。」という指示に係る法定根拠を隠匿するためというものである。
- (2) 原田川の一部は、ボックスカルバート方式を採用したため、橋梁という形態でなくなった場所があり、当該方式への変更場所における法令違反の疑義もさることながら、大崎上島循環線（県道65号線）との交差点においては、橋梁（構造物）の桁下高が1メートル程度しかなく、異常に低くなっていることから、橋梁等設置基準を含む計画高水流量及び計画高水位などの設置基準を充足していない疑いがある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分1及び本件処分2を行った理由は、次のとおりである。

1 本件処分1について

開示請求の趣旨に合致していると判断される、位置関係が明示されている図面及び写真として本件対象文書を開示した。

また、異議申立書の中で、「大崎上島循環線（県道65号線）との交差点においては、橋梁（構造物）の桁下高が1m程度しかなく、異常に低くなっている」との記述があるが、本件対象文書中の写真に写っている箱尺を見ても桁下高は、1.6メートルはあることは見てとれるため、異議申立人の主張は根拠がない。

2 本件処分2について

ボックスカルバートが設置されている本件交差点の前後は、平成元年度から平成5年度にかけて道路特殊改良工事事業で整備されているが、設計図書の保存年限（5年）が経過しているため、施工内容は不詳である。

また、本件交差点のボックスカルバートに関する占用申請がされていれば、

申請書に添付されている平面図、構造図等から、工作物設置のための数値算定内容は把握できるが、占用申請がされていないので、数値算定内容は不明である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、原田川と主要地方道大崎上島循環線が交差する地点における橋梁（構造物）（以下「本件ボックスカルバート」という。）の桁下高などの規格、位置関係、設置した時期が明示されている図面、写真及び当該設置に関する法令等の基準を充足している根拠を記載した文書（決裁文書を含む。）などの開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、位置関係が明示されている図面及び写真として、本件対象文書を特定し、この他には対象となる行政文書は存在しないとして本件処分を行ったものである。

これに対して異議申立人は、本件処分は、本件請求に係る内容の一部に相当する行政文書を隠匿する目的で強行された不当な処分であるとして、開示されなかった桁下高などの規格の図面などが記載された行政文書を速やかに開示するよう強く要求しているため、以下本件対象文書を対象文書として特定したことの妥当性について検討する。

2 文書特定の妥当性について

実施機関が、請求の趣旨に合致するものとして特定した本件対象文書には、本件ボックスカルバートの位置関係が明示され、写真が掲載されているが、本件ボックスカルバートの桁下高などの規格や設置した時期などは明示されていない。

本件対象文書である砂防設備概要図は、実施機関が定める「砂防設備台帳作成要領」に基づいて作成する図面であり、この概要図1枚で、砂防指定地内の砂防設備の位置、主要諸元、設備状況等の全体像が把握できるようにするものである。

本件ボックスカルバートが本件対象文書に記載されているということは、本件ボックスカルバートは砂防設備であると考えられるため、この点について実施機関に確認したところ、本件ボックスカルバートは砂防設備台帳に記載されておらず、砂防設備ではないとのことであった。また、本件対象文書に記載されていることについては、砂防設備概要図の作成に当たって、現地調査も行っており、作成業務の受託業者による現地調査の結果、対象の砂防河川にボックスカルバートが存在する場合、受託業者によって砂防設備台帳に記載されていないボックスカルバートが記載されることがあるとのことであった。

さらに、本件ボックスカルバートの内容を実施機関に確認したところ、本件ボックスカルバートは、平成元年度から平成5年度にかけて行われた、主要地方道大崎上島循環線（県道）の道路特殊改良工事業における道路の拡幅工事に伴い、県道を渡河させるために必要な道路施設として設置されたボックスカルバートと考えられるとのことであった。

本件ボックスカルバートが、県道工事の一環として整備されているということであれば、本件ボックスカルバートの工事関係書類には、その規格等が記載

されている可能性がある。しかしながら、実施機関に確認したところ、本件請求があった平成 19 年度には当該工事関係書類の保存年限が経過し、既に廃棄されていたということであった。

また、県道工事の一環として設置されたボックスカルバートの場合、当時は道路管理者としての地域事務所長が、砂防河川管理者としての地域事務所長と書面で協議することなく施工している例が多く、本件ボックスカルバートについても占用等許可申請（協議）書は提出されていないということであった。

さらに、個人又は法人に対する占用等許可がなされていれば、当該占用等許可に関する申請書の添付書類で本件請求に関する事項について確認できる可能性がある。

そこで、当審査会において、原田川を管轄区域とする部署における占用等許可申請の状況を示す書類を確認したところ、本件ボックスカルバートの占用等申請（協議）は行われていないことが確認できた。

そうすると、実施機関が本件対象文書のみを特定したことに、特に不自然な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求に対して本件対象文書を特定して開示し、この他には対象となる文書は存在しないとして本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19. 6. 29	・ 諮問を受けた。
令和元. 5. 7	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元. 6. 13	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和元. 7. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 5. 26 (令和 2 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 6. 29 (令和 2 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授